

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】平成19年8月9日(2007.8.9)

【公開番号】特開2005-48581(P2005-48581A)
 【公開日】平成17年2月24日(2005.2.24)
 【年通号数】公開・登録公報2005-008
 【出願番号】特願2004-186244(P2004-186244)

【国際特許分類】

E 05 F 15/00 (2006.01)

【F I】

E 05 F 15/00

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月22日(2007.6.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

従来より存在する自動開閉ドア装置は、ドア本体の近くに通過対象者が近づいた場合に、ドア本体の床面に設置したセンサーが重量の変化を検知したり、ドア本体の近傍に設置したセンサーが光量の変化を検知したりすることにより、ドア本体を開口するよう形成されている。また、特許文献1に示すごとく、ドア本体の上部にカメラを設置して、このカメラで通過対象者を撮影することによって、得られた画像から通過対象者を認識し、ドア本体を開口するよう形成された自動開閉ドア装置も開発されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

また、第3の発明では、スラットを水平方向に複数個連続的に配置してドア本体を形成したものであり、各スラットは、駆動機構によってそれぞれ独立して上下方向にスライドしたり変形するする事により位置移動し、通過対象者が通過可能な通過開口を形成することができるよう設けられている。そして、このドア本体の少なくとも入り口側に、ドア本体を通過する通過対象者の外形を認識することができる認識センサーを配置している。従って、第3の発明では、ドア本体が上下方向に開閉するものとなる。また、この場合、ドア本体を取り付ける開口部の上部にスラットを取り付けて上下に位置移動を可能とすることにより、スラットへの人間の足や台車等の引っ掛けたりを防止する事ができる。勿論、使用目的等によっては、開口部の上部及び下部にスラットを設けて、各々が上下方向に位置移動することによりドア本体が開口するよう形成しても良い。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

また、本発明の実施例5に於いて認識センサーは、超音波式センサー(9)を用いる。こ

の超音波式センサー(9)は、図5に示す如く、ドア本体(1)へ接近する通過対象者(12)に超音波のビームを照射し、この反射エコーを検知する事により通過対象者(12)の外形を特定するものであって、通過対象者(12)が光を透過しやすいものである場合に特に有効なものである。例えば、人間の通過対象者(12)が大型の透明ガラス板等の透明物質を所持して通過しようとする場合に、前記の各センサーでは検知しにくいものとなる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

また、本発明の実施例6を図6において説明すれば、全てのスラット(2)を同一形状とした実施例1とは異なり、ドア本体(1)を、筒形のスラット(2)及び上面(20)及び底面(21)に係合凹部を設けた略直方体の凹部形のスラット(2)の2種類のスラット(2)から成るものとし、筒形のスラット(2)及び凹部形のスラット(2)を上下方向に交互に係合させて配置している。また、本実施例及び実施例1では、それぞれ図6及び図4に示す形状のスラット(2)を用いているが、他の実施例においてはこれらに限らず、別の形状にて形成したスラット(2)を用いたものであってもよい。